

議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

下水道課 業務係

議案名

議案第51号 桐生市下水道条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、下水道排水設備指定工事店の指定基準に係る欠格事項から成年被後見人及び被保佐人を削除しようとするものです。

概要

下水道排水設備指定工事店(※)については、下水道条例において指定基準を定めていますが、現行条例では「成年被後見人又は被保佐人に該当する者は指定工事店の指定対象外」としています。

今回の法整備の趣旨を踏まえ、指定工事店の指定基準に係る欠格事項から成年被後見人及び被保佐人を削除するものです。

※ 下水道排水設備指定工事店とは、家庭等から出る汚水を排除するため、敷地内に排水管を布設し下水道の本管へつなぐ工事を行う指定工事店のことをいいます。

(施行期日：令和元年12月14日)

背景・経過

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が平成28年5月に施行され、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められました。

同法に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が、令和元年6月14日に公布され、約180の法律の改正が行われる予定ですが、地方自治体の条例等においてもその趣旨を反映した適切な対応が求められているものです。

参考資料

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人

の財産等の権利を擁護する民法上の制度。

- ・ 成年被後見人・・・判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- ・ 被保佐人・・・・・・判断能力が著しく不十分な人